

## 議案第28号

### 幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第2項の規定により過疎地域とみなして適用される同法第6条第7項の規定により、幕別町過疎地域自立促進市町村計画（自平成22年度至平成27年度）を別紙のとおり変更する。

別 紙

幕別町過疎地域自立促進市町村計画（変更）

区分	3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進					備考
変更前	(3) 計画					20頁 2行目
	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
	2 交通通信体系の整備、 情報化及び 地域間交流 の促進	(1)市町村道 道路  (2)農道				
変更後	(3) 計画					20頁 2行目
	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
	2 交通通信体系の整備、 情報化及び 地域間交流 の促進	(1)市町村道 道路  (2)農道	<u>公親線道路整備事業</u>  <u>道営農業競争力基盤整備 事業（農地整備事業（畑 地帯担い手支援型））忠類 地域</u>	<u>幕別町</u>  <u>北海道</u>		

区分	7 教育の振興				備考
変更前	(3) 計画				24頁 29行目
	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	
	6 教育の振興	(4)過疎地域自立促進特別事業			
変更後	(3) 計画				24頁 29行目
	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	
	6 教育の振興	(4)過疎地域自立促進特別事業	<u>忠類小学校改修事業</u> <u>(事業内容)</u> <u>忠類小学校屋内運動場の床材が硬化していることから、床改修を行うものである。</u> <u>(事業の必要性)</u> <u>忠類小学校屋内運動場の床については、床材が硬化し、児童の学校生活における安全性の確保が難しくなっている。そのため、床改修が必要不可欠となっている。</u> <u>(事業効果)</u> <u>床改修により、児童の学校生活での安全性が確保される。</u>	幕別町	